

市営分銅町・末広町住宅整備事業 特定事業の選定 新旧対照表

No	頁	第1	1	(1)	項目等	特定事業の選定(平成30年7月23日公表時)	今回 特定事業の選定(平成30年11月9日公表時)
1					公表について(宣言)	平成30年7月23日	平成30年7月23日 <u>(平成30年11月9日修正)</u>
2	1				表題	「市営分銅町・末広町住宅整備事業」の特定事業の選定について	「市営分銅町・末広町住宅整備事業」の特定事業の選定について <u>(修正版)</u>
3	3	第1	10		事業実施スケジュール	2018年 <u>8月</u> 月上旬 入札公告	2018年 <u>11月</u> 月上旬 入札公告
4	6	第2	2	(3)	算出方法及び評価の結果	この結果、本事業を市が直接事業を実施する場合に比べ、PFI事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が <u>約5.0%</u> 削減されるものと見込まれる。 PFI事業により実施する場合： 指数 <u>95.0</u>	この結果、本事業を市が直接事業を実施する場合に比べ、PFI事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が <u>約3.7%</u> 削減されるものと見込まれる。 PFI事業により実施する場合： 指数 <u>96.3</u>
5	6	第2	4		総合的評価	本事業は、PFI事業により実施することで、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となる。この結果、定量的評価における市の財政負担額の縮減において <u>約5.0%</u> の縮減に加え、定性的評価に提示した様々な効果が期待される。 以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。	本事業は、PFI事業により実施することで、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となる。この結果、定量的評価における市の財政負担額の縮減において <u>約3.7%</u> の縮減に加え、定性的評価に提示した様々な効果が期待される。 以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。